

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係手続フロー図

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 前条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (3) 文化財の保護に関すること。

